

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年8月4日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
静岡地方法務局
- 2 作業の種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 3 作業期間
平成29年8月1日から平成30年1月31日まで
- 4 作業地域
静岡市清水区梅が岡、梅田町、上二丁目、北矢部町一丁目、本町、南岡町、美濃輪町、清水町の全部、三光町、八千代町及び松井町の一部